慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国家の生物学的観察
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.4 (1917. 4) ,p.453(25)- 472(44)
JaLC DOI	10.14991/001.19170401-0025
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170401-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中立國と有利なる條件を以て、通商條約を締結するを欲す可し。斯くて中立諸國をして聯合諸國に對するよりも、同盟諸國に對して、多く接近するに至らしめんか、聯合諸國の間に稍や大なる經濟上の組織を設けたりとするも、爲めに生ずる利益の局限せらる可きや論を俟たず。少なくとも英國の如き從來自由輸入の政策を以て、貿易上の關係を律したる國に就て云ふときは、多數の供給源泉を殊更に制限して少數とするの不利益は到底免かる能はざる所に屬すとす可く、此不利益を目前に控へながら、更に他國に大なる不利益を及ぼすことを理由として、自ら之を甘受す可しと云ふが如き、遽に一般の贊成を博するに値せざる議論なり。

國家の生物學的觀察

田中萃一郎

一

ダーウインの『種源論』が學界に提供されたのは一八五九年のことで、同書の第十五章には進化論が人の起源來歷の上にも說明を與ふ可きことを豫想してある。然るに初めて組織的に進化論を論述したヘッケルは生物進化論のうちに人種又は個人、家族、團體、國家等の社會の來歷をも說く可きことを首唱した。そこでベージオットは直ちにダーウインの生存競爭說を政治組織の發展の上に適用し、一八七三年を以て『自然學と政治學』と題する小冊子を公にした。この書の冒頭に『現代の一特色は自然科學的知識の暴かに增進せること是なり。……新思想が如何に一二の要點に於て、二個の古き學問、即ち政治學と經濟學とを變革せるやを簡單

に論評するも必ずしも無用のことにあらざる可し』と記してある。ベージオットは人類の歴史上、生存競爭の最も有力なる要素なることを認めたので、ダーウインの學說を初めて政治學に應用した偉效は之に歸せざるを得ぬ。然るにダーウインと相前後して進化論を唱へたスペンサーも亦一八七九年から『社會學原理』を公にして制度の發達を說き、その政治制度篇は一八八二年に完成せられた。義塾の先輩濱野渡邊兩氏が譯して『政治哲學』と題したのはこの政治制度篇である。スペンサーは更に社會學研究の資料を蒐集して一八六七年から『記述的社會學』と題する一大編纂物を續刊し一八八一年までに八編を公にして三千二百五十磅の損失を蒙つた。かくてこの書の發行は一旦中止されたが、遺言に依て遺產から得る收入を經費に充てゝ更に五編を出すことゝなり支那の部はその一として既に學界に寄與せられた。さりながらこの豐富な資料も以て社會科學に十分な反響を示して居らぬ。是は一はスペンサーがダーウインと異つて社會相互の間に於ける生存競爭を閑却して個人主義の上から常に立論し、而してその學說が一世を風靡した爲であるかと思はるゝ。即ちスペンサーは社會と國家とを混同して居つたので國家の生物學的觀察の上に貢獻することが割合に乏しかつたのである。

獨逸では普通進化と云はずして發展と云ふが、扨歴史的發展の法則を世界史の上に發見したヘーゲルは夙に社會の概念と國家の概念とを區別し、その門弟中俊秀の聞ありしローレンツ・スタインは四十年代の中葉に巴里に遊びて同地に彌漫せる社會主義の思想を研究し、『現代佛國の社會主義共產主義』を著はして獨逸の學界を警醒し、獨逸に於ては當時なほ斬新なりし社會の概念を確立した。之と同時にモールは又論文『國家科學と社會科學と』に於て極めて眞面目の態度を以て社會なる概念の起源發展本質を論述した。グナイストが國法學者として英國に於ける憲法行政法の社會的基礎を闡明したのも亦國家と社會との區別を明にするに力があつた。その他詩人にして藝術家たるリールも鋭利なる觀察眼を以て巧に實際社會の狀態を描寫して社會の概念を明にした。かく學者詩人の間に社會に對する研究が行はれて來たので、當時學界に於て白面の青年たりしトライチケは『社會科學』と題する論文に於てこの大勢を抑止せんとした。その論旨は敎

會に關する學問は之を思惟し得らるゝ、又美術家社會に關する學問も之を思惟し得らるゝ、然もすべての社會の範圍に屬する雜駁なる萬般の事物を包括する科學は之を思惟することは出來無いと云ふのであつた。然るにダーウインの『種源論』の公にせられた年にカール・マルクスの『經濟學評論』は經濟上の定數論を發表し、次で一八六七年の『資本論』第一卷はこの主張を敷衍し近代社會に於ける經濟上の運動律を明にせんとした。マルクスの社會主義の理論を構成せるに對して獨逸の勞働者を糾合して初めて社會黨として活動せしめたフェルヂナンド・ラッサール（些事ではあるが一言して置く、ラッサールはブレスラウ出生のユーデで元來 Lassal と署して居つたが、巴里滯在中佛語の一綴音 ſ を語尾に加へて素生を晦ま さうとしたのであるとドクトル・ルードウイヒの『共產主義無政府主義社會主義』に明記しあり、獨逸人もラッサールと發音して居る）。は一八六二年に伯林で試みた『政體論』と云ふ一場の講演で、憲法とは何ぞやとの問に答へて國家と社會との關係を明にして居る。聊か長くはあるが今左に譯載する。

二

『憲法にして果して一國の基礎的法律を構成すとせば、これ即ち余輩が下に於て詳細に論究せんと欲する所の或る物である。假に之を一の活動力の、國內に布かるゝ爾他のすべての法律制度をして必然實際に於けるが如くならしめ、隨て將來國內に於て之と異れる他の法律を布く事を得ざらしむるものなりと說明して置かう。扨諸君、一國に於ては果して一定の活動力の存するあつて國內に布かるゝすべての法律をして一定の範圍に於て勢ひ實際に於けるが如くならしめ、且然らざるを得ざらしむることありやと云ふに、勿論或物が存するのである。而してその或物は一定の社會に存する事實上の威力關係とは即ち社會のすべての法律並に法規的設備をし會に存する事實上の威力關係とは即ち社會のすべての法律並に法規的設備をして眼目の點に於て實際に於けるが如くならしめずんば止まざるの活動力を指すのである。今茲に譬喩を假りて之を說明して見やう。この譬喩は余輩が茲に述ぶるが如く事實として現れんことは全然不可能である。勿論この場合は余輩が後に至りて說かんと欲するが如く形を換へて現はるゝことはあらうが、そは兎に角、この場合が實際に起らうと云ふのでは無い、若し起つたならば如何に事物の眞

相を暴露せしむ可きやと云ふのである。扨諸君の知れるが如くプロイセンでは法令全書で公布されたものゝみが法律としての效力を有する。法令全書は宮內省御用デッカー印刷所で印刷さるゝ。法律の原本は內閣記錄局に保管され、爾餘の記錄局、圖書館、各書店等では印本の法令全書を保管する。扨茲にハムブルヒの火災の如き大火が起つて內閣記錄局、圖書館、各書店、並にデッカー印刷所を延燒し、且不思議にも王國內他の都會にも同時に火災起り法令全書を所藏せる私人の文庫も悉く燒失し、プロイセン全圖を通じて一篇の法律も又存せざるに至つたと假定したならば、この祝融氏の禍の結果國內の法律は全くその跡を留めざることゝなり、新法律を制定するの外又如何ともする能はざるに至るのである。扨諸君この場合に於て進んでその事業に着手し新法律を制定し得たりとなさばその手續や知何、聊か之を研究して見やう。

『假りに法律はその痕跡を留めずとして、諸君が今や新法律を制定せんとするのである。吾人は國王に從來享有せると同一の地位を與ふることを欲せぬ、否國王には何等の地位をも與ふることを欲せぬと云ふたとしたならばどうである。國王は簡單に云はるゝであらう。法律は痕跡を留めずとするも事實上軍隊は朕に服從し朕の命令に從て進軍する、戎器廠兵營の司令官は朕の命令に從て大砲を曳き出させ、かくて砲兵は街上を行進する。この事實上の威力を擁して居るが爲朕の意に反して朕の位地を左右せんとするも朕は毫も介意せぬと。諸君軍隊は國王に聽從し大砲は王命によつて發砲さるゝのである。果して然らば國王こそは憲法の實權を有せらるゝのである。又假りに諸君が下の如く云はれたならば如何である。吾人プロイセン人の同胞は一千八百萬人である、この一千八百萬人中大地主たる大貴族は極めて少數に過ぎぬ。然るにこの極めて少數の大地主が一千八百萬人と對等の權利を有し貴族院を組織して全國民の選出せる代議院の決議に對抗しその利益を干す場合には之を排斥して顧みざるは吾人の了解し難き處であると。假りに諸君が右の如く論じて吾人はすべて貴族である豈他に特に貴族院を要せんやと云ふたならばどうである。扨諸君大地主たる大貴族は勿論のこと農民を驅て諸君に向て進ましむることは出來ぬ、否之に反して却て農民の攻擊を避くるが爲に奔命に疲るゝであらう。併し大地主たる大貴族は常に宮廷

に對し國王に對して大勢力を有するが故に、その勢力を利用して軍隊大砲を動かし得可く、これ直接に兵力を左右し得ると毫も異ならぬのである。故に諸君、宮廷國王に對して勢力を有するの貴族こそは憲法の實權を有するのである。

『又假りに反對の場合を想像し、國王と貴族とが互ひに相一致して中古の組合制度を再興せんとし、而して數年前に實際一部分試みたが如く小手工業者に對するばかりでなく、中古に於て然りしが如く社會に於ける生産全部に對し、即ち大企業工場に對し、機械的生産に對し之を再興せんとしたならばどうである。諸君の知らるゝが如く大資本は中古の組合制度の下では之を生ずること不可能である。眞の大企業、工場工業、機械的生産は中古の組合制度の下では全然之を經營することは出來ぬ。蓋しこの組合制度に從へば一例を擧げて云へば到る處最も相接近せる異種の勞役の間に法規上の限界を定め、而して企業者は一人で二種以上を併せ營むことは出來ぬ。漆灰を塗る左官は穴を塗り塞ぐことは出來なんだ、釘鍛冶と錠鍛冶との間には當時相互の職業の範圍に關して訴訟が絶えなんだ。更沙染に從事するものは、紺屋になる事が出來なんだ。且又組合制度の下では一企業家の生産額も亦法律を以て嚴密に規定され、即ち何處で何業に從事する何の親方でも法律で定められた若干の勞働者を使役し得るのみであつた。諸君の見らるゝが如く次の二つの理由から大生産、機械的生産、機械的事業は組合制度の下では一日も進歩を遂ることは出來ぬ。蓋しこの大生産には第一、同一資本の掌裏に各種の勞役を糾合することを要し、第二に大量生産と自由競爭と隨て勞働力を欲するが儘に無限に利用し得ることを必要とするのである。扨今日組合制度を輸入採用せんとせばその結果は如何と云ふに、大なる更紗若くば絹布製造業者たるボルジヒ氏ヱーゲルス氏等は工場を閉鎖し勞働者を解雇し鐵道會社も勢ひ之に倣はざることを得ざることゝなり、商工業は停滯し手工業に從事する親方の大多數は之が爲に或は已を得ず或は任意に徒弟を解雇し、かくてこの數ふ可からざる無數の民衆は麵麭と勞働とを求めて街上に群がり、その背後には之を目睹して感動し之が評判によりて激勵されたる多數の中等社會あり、金力を以て之に援助を與へかくて鬪爭は破裂す可く、而して勝利は必ずしも軍隊の側に歸す可しとも限らぬのである。して見れば諸君、ボルジヒ氏、ヱーゲル氏等すべて大工業家こそは憲法

の實權を有するのである。

『又假りに政府が大銀行家の利益を明かに傷く可き處置を執らんとしたならばどうである。例へば政府か中央銀行に命じて現在爲せるが如く、さなきだにすべての金融界を支配し目下その裏書によりてのみ中央銀行に於て割引を爲すの信用を與ふる大銀行家大資本家に對し、一層貸借の便宜を圖ることを爲さず、貧困者中產者に資本融通の道を開かんとせば、即ち中央銀行の營業振を改めてかゝる結果を生せしむる曉は果して如何と云ふに、諸君、勿論之が爲に一揆を生ずることは無い。併し今日の政府は決してかゝる處置に出でぬ。蓋し諸君政府は時々資金、多額の資金を要し而も租稅を以て之を徵收し得ぬ場合がある。かゝる場合には政府は將來の租稅を費消するの策を執り公債を募集して之に對して證書を發行する。この際則ち銀行家の力を信らねばならぬ。勿論歲月の經過するに從ひ公債證書の大部分は結局國民の有產社會全部、小貸金業者の手に歸するのである。而もそれには歲月を要する、極めて長期の歲月を要するのである。然るに政府は即刻若くば短期の間に資金を要するが故に、即ち媒介者周旋人を用ゐ之をして一時資金を調達して公債證書を引受しめ而してこの周旋人は歲月の經過と共に取引所に於て市價を人爲的に騰貴せしめたる後を俟て一般公衆に之を讓り渡すのである。この媒介者は即ち大銀行なるが故に政府は目下之と相反目することを敢てせぬ。して見れば諸君、銀行家たるメンデルスゾーン氏シックラー氏その他全取引所こそは憲法の實權を有するのである。

『又假りに政府にして例へば支那に行はるゝが如き刑法を發布し盜賊の父をも刑することゝせばどうである、これも容易に實施され得可しとは思はれぬ。何となれば敎育社會一般の輿論は之に對して極めて頑强に反抗せねば止まぬ。官吏もゲーハイムラート連もすべて双手を頭上に擧げて驚き貴族院議員も之に反して異議を唱ふ可く、諸君ある範圍までは敎育社會一般の輿論も亦憲法の實權を有するのである。又假りに政府にして貴族銀行家大工業家大資本家等を滿足せしめ之に反して細民勞働者の政治上の自由を剝奪せんと決心したりとせばどうである。諸君この決心は果して行はる可きやと云ふに、勿論諸君一時行はるゝであらう、その行はるゝことは既に事實に於て證明せられた通である。余輩は後にこ

の點に就て更に一言するの機會を有するであらう。扨又假りに細民勞働者の政治上の自由は勿論一身上の自由を剝奪し數百年前中古の時代に各國に於て事實たりしが如く、之を以て體隷なり農奴なりと布告せんとせばどうである。諸君この希望は果して行はるゝであらうか。否、國王と貴族と中等社會の全部とを擧げてこの點に就て一致せしむるとも決して行はれぬのである。蓋しこの場合に於て細民は言ふであらう、吾人は之を忍ばんよりは寧ろ死せんのみと。勞働者はボルジヒ・ヱーゲルスにして工場を閉鎖せずとも先を爭て街上に現はれ細民全體を味方と爲し、その聯合の抵抗力は之を打破するを極めて困難であらう。して見れば諸君、極端の場合には彼等も亦憲法の實權を有するのである。扨諸君一國の憲法即ち一國に存する事實上の威力關係は即ち以上に列擧した通である。世人の通常憲法と稱する法規上の憲法との關係は如何であるか。諸君は直ちに之を看破せらるゝであらう。この事實上の威力關係を一葉の白紙に記し文字を以て之を現はしかく之を記錄したる時は即ちそれは最早事實上の威力關係では無くて法律となり制度となつたのである。而して之に違反するものは罰せらるゝのである。』

三

國家の社會的要素はラッサールに依て右の如く充分に解剖せられた、即ち國家はその性質上數社會の聚合して成れるもので國家に反對して社會の概念の起れるは當然のことゝ認めらるゝに至つた。然るにスペンサーは一八七〇年代に於てはなほ且國家と社會との區別を明にせず、或は社會と云ふ熟字を國家と同意義に用ゐ、或は國家を以て政治的に組織されたる社會なりとし（『社會學原理』第二冊、第四四〇節――四八節）之を以て社會の高等の程度に發達したものと解して居つた。是れその學說の國家の說明に關して比較的缺陷の多い所以である。之に反してグスターフ・ラッツェンホーフェルは一八九三年に『政治學の本領目的』と云ふ一書を公にして、國家を構成せる社會的團體が通常經過す可き天則的必然的現象を自然科學的に研究して得たその結果を發表したのである。國法學者はエリネックの如き大家と雖も國家の起源如何は到底定說を得可からずと爲せるが、ラッツェンホーフェルは極めて明快に血族團體の互に相衝突し强者弱者を征服して玆

に政治上社會上不平等なる社會的團體を生じ財產の安固を圖るが爲に統治的制度、永久的形式を備ることゝなり、國家の兵制法制始めて確立すと說いて居る。社會學者としてスペンサーと異りて人種確執問題等を夙に研究したグムプロウイッツもラッツェンホーフェルに傾倒して『國法學通論』に於て國家の起源に就て詳細論究して居る。故にオッペンハイマーもその會心の著述『國家論』に於てはグムプロウイッツに負ふ所少からぬことを本文のうちに自認して居るのである。

オッペンハイマーは前々世紀の中葉に物故したベーメルが『かるが故に大帝國の起源は領土擴張の動機に依れる暴威と統御の發端たる掠奪とに存することは明白ならん』と云へるのを引證してその眞理に近きものあることを云ふて居るが、要するに國家を以て血族團體交戰の結果に成れりと說いて居るのである。即ちオッペンハイマーは人間の生て往くには勞働するか掠奪するか何れにか由らねばならぬ、額に汗して得たる餘剩を他人の額に汗して得たる餘剩と交換して生活の必要を滿足するのは經濟的手段であつて、他人の勞働の成果を掠奪して往かうと云ふのは政治的手段である。國家に於て治者の目的とする處は即ち戰勝者として戰敗者を經濟上に於て誅求することである。されど國家は漸次生活の經濟的手段を原則とする自由公民團體に變じて往く即ち進化するのであると論じて居る。この書は小冊子ではあるが國家の生物學的觀察の上に於て近來の快著である。その經濟上の手段と政治上の手段との別を立てたのは、スペンサーが社會を尙武的典型と產業的典型とに區別し、更に溯てはコムトが社會發展の段階は最初は尙武的にして終極は產業的なりと說いたのに由來しては居るは勿論のことで、强ち新說では無いが、その國家を社會學的に論究せんとの抱負は國家の起源に關する說明に於て殊に明に現はれて居る。プリンストン大學で政治學を講じて居るフォード敎授は一昨年の五月 The Natural History of the State と題する小著を世に問ふたがそのうちにオッペンハイマーを評して濠洲土人の社會やその他原始的民的の立てゝ居る社會は之を獵師の群で國家を爲さゞる住民として排斥して居る、それは差支なしとして濠洲聯邦やキャナダ領や北米合衆國の如き國家は交戰の所產であると云ふ定義に當て嵌らぬ。歷史上から見てその組織の原則が

經濟的であつて政治的で無いことは明白である。であるからその定義では上記の三國は國家と稱することが出來なくなると攻擊して居る。オッペンハイマーも濠洲や新西蘭を以て國家發展の極到達す可き自由公民團體視して居るが、元來大英國の海軍力に保護されて出來た植民地で勞働者が我儘至極な政治を行つて居る以上完全なものでは無いが之を國家と見做すも亦差支ないので、國防の心要を感じて來れば徵兵制も布かるゝのである。然らば北米合衆國は如何と云ふに今でこそ自由公民團體に近いやうであるが、創立の當初は奴隸を驅使して土地の開發を行ひ各州に代議士を配當するにも白人四萬人に就き一人、黑奴六萬六千六百六十六人に就き一人と定め、即ち黑奴の五分の三を白人の數に加へたのである。即ち當時黑奴を經濟上に誅求して居つたことは明白な事實で、唯之が原住の印度人でなくて阿弗利加から買收して來たと云ふのみである。故に國家の起源に關するオッペンハイマーの說は精神に於ても事實に於ても北米合衆國の場合には適用せらるゝのである。而して自由公民團體の說は是は遠き將來には或は正しいものと實證されるかも知らぬが、米國さへプレ、ペーヤドネスの運動が起つて來たのを見ると政治上の手段の亡びて仕舞ふことはあるまいと思ふ。

四

フォード教授の小著は國家に對する生物學的觀察が現今如何なる狀態にあるやを主として說明して、ダーウインが元來社會的進化と個人的進化との兩面から說いた爲め學者が徒らに兩說の間に彷徨して要領を得なかつたと云ひ、生理學心理學言語學人類學等の方面から大體に於て人類の社會的進化に重きを置き、かくて結論に於て國家の本質を說いて居る。茲には敢て詳細に紹介することは出來ぬが人類學上の議論は余輩の殊に興味を感じた點であるので要點を云ふて見れば、家族制度に關してはモルガンが一八七八年に『古代社會論』を公にして原始的團體結婚が次第に進化して現今の一夫一婦制度となつたとの說を主張してから一時學界を風靡し、エンゲルスの『家族起源論』は明快に之に贊成を表して居る。その後ヘルシングフォルスのウエスタークマーク教授は『人類結婚史』を著してモルガンの說を駁し、フライブルヒのグローセ教授の『家族制度論』も亦同じく反對を表して居る。而も過去にも現在にも母系のみの行はれて居る處は尠くなく、血族關

係の稱へ方に團體的に結婚の行はれたことを立證し得るものがあるので、フォード教授はつまり屋外人類學者に左袒して書齋人類學者を指彈して居る。モルガンの團體結婚說は抑も印度人の實際の觀察に基いたのであるが、メルボーン大學の生物學教授ボールドウィン・スペンサーと南濠洲アリス・スプリングス土人保護官ギレンとは屋外觀察と書齋研究とを該ねて一八九九年に出版した『中部濠洲土人篇』で言語と習慣とに照して團體結婚の行はれて居つたことを斷言して居る。團體結婚は決して雜婚ではなく一九〇四年にホーウイットの公にした『東南濠洲土人篇』に依れば社會上の單位は元來個人でなくして團體であつたので、隨て結婚關係も團體的となつたのであるから、是を稱して雜婚と云ふのは當らぬ。母方の伯父と父方の伯父とが別の稱呼で區別されて居るのはその證據である。次でフレーザー教授の『トーテミズムと外婚制度』とが出版せられてから蠻人の社會組織は社會的に進化したので個人的に進化したので無いことが益々明かになつた。

そこでフォード教授はシーレーの『政治學序論』に歸納的に政治學を研究するには文野の區別を立てることは出來ぬ、政治の行はるゝすべての社會を公平に觀察せねばならぬ、博物學者が雜草であるとて或る植物を排斥し、蛆蟲であるとて或る動物を排斥し得ぬが如く、氣に入らぬからとて或る國家を排斥することは出來ぬと云へるを引證して、オッペンハイマーの血族團體をも自由公民團體をもすべて國家なりとし、そこで結論に於て人は社會的進化の所生なりとの名題を掲げ、之が系論として國家は人類存在の永久的普遍的組織なり人の國家より離れ難きは鳥の空氣の外に出で難きが如し、政府は國家第一の機關にして動物性の一變して人間性となるの時に先て起る、人、國家を造るにあらずして國家、人を造るなり、人は生れながらにして政治的生物なり、人の性質は政府之を造り政府を必要とし之を求めて止まず、社會とは大體特殊の方面より見たる國家なり、權利は天賦のものにあらずして派生せるものなり、權利は國家內に存し國家と離れて存せず、故に權利には必ず義務の之に伴ふものあり。自由は抑制なきの謂にあらず秩序あるの謂なり、國家の目的は人の完成にあるもこの目的を達せんとせば國家を完成せざる可からず。制度の善惡は個人の利害に依て判す可きにあらず社會の利害に依て決す可し、個人の生活は大なる生活に與て擴充せられ高き生活と一體を爲して向上せ

らる云々と說いて居る。トーテム制度時代の血族團體を國家と呼ぶの必要は無い、オッペンハイマーの所謂政治的手段の行はれぬ處に國家は無いので、而して政治的手段は勿論緩和はされて往くが全然廢止されることは無いと思はれるから余輩は自由公民團體も矢張り國家であると見做すものである。それでその他の點に於ては大體はフォード敎授の結論に贊成して可なりであるが進化の社會的假說に聊か拘はれて居りはせぬかと思ふ。國家は土地を私有し妻を私有して協同制度に反對せんとする個人主義の現はれてから起つたので個人主義を無視する國家は矢張り一種の變態たるに過ぎぬ。否かゝる國家には個人主義と世界主義とが双方から壓逼を加へてその維持を困難ならしめねば已まぬのである。故に又國家は世界的人道とも相背馳せぬやうにせねばならぬ。フォード敎授の小著を借りて現今に於ける國家の生物學的觀察の一端を說明しやうと云ふが本論の目的である。

非人寄場

幸田成友

生活難其の他種種の事情により鄕里を逃亡して大都會に出づる者は、大概日雇人足となり、奉公人となれど、中には柔弱にして勞役を厭ひ、或は病を獲て職を失ひ、晝間は町家の門先に立ちて米錢を乞ひ、夜間は旅を纏ひて道路橋上に橫臥せる者も少からず、稱して野非人といひ、無宿・乞食・文おこ、もともいへり。

天保年間老中水野越前守忠邦が農村荒廢と都市人口の集中とを憂ひ、江戸北町奉行遠山左衛門尉景元をして之が救濟策を調査せしむるに及び、野非人取締も自ら一問題となれり。天保十三年五月、左衛門尉が南町奉行鳥居甲斐守忠耀と連名にて上れる書類には、本問題に論及して曰く、野非人は無賴の無宿なれば、悉く之を石川島人足寄場に收容すべく、之が爲に寄場建增の要あらば、同所附近の板材木炭